

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局、北海道農政事務所		No. 1
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	農林物資の品質に関する表示の適正化に係る立入検査等	
事務・権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・産地偽装などの品質表示基準違反の疑義を解明するための立入検査（JAS 法第 20 条第 3 項） ・表示の適正化のための改善指示（JAS 法第 19 条の 14 第 1 項）・指導等 	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	1,332 人の内数(平成 25 年度末時点)	
事務量（アウト プット）	<p>（平成 23 年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑義を解明するための立入検査・任意調査：3,606 件の内数（数値は品質表示基準及び JAS 規格に関するものの計） ・表示の適正化のための改善指示・指導：786 件 ・一般調査（生鮮食品、加工食品を取り扱う小売店、中間流通業者（卸・製造）を計画的に巡回する調査）：39,882 か所 ・特別調査（科学的な手法を用い特定の品目に着目した調査）：2,549 か所（米穀で実施した店舗数の計） ・食品表示 110 番による情報提供受付：24,288 件の内数（数値は品質表示基準及び JAS 規格に関するものの計） ・品質表示基準制度の普及啓発（事業者向けの制度説明会等）：1,449 件の内数（数値は品質表示基準及び JAS 規格に関するものの計） 	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）によると、本事務は地方に移管すべき旨が記されている。	
その他各方面の 意見		
平成 21 年工程表 における見直し の内容	一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者に対する措置命令の権限を、都道府県に移譲する。	
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等（近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。）当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	<p>消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 21 年政令第 217 号）において JAS 法施行令を改正し、平成 21 年 9 月に一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者に対する措置命令の権限を都道府県知事に移譲。</p> <p>※複数の都道府県に事業所等がある事業者に対する措置命令の権限は、消費者庁発足（平成 21 年 9 月）以降は、農林水産大臣から消費者庁長官に移管されている。</p>	
その他既往の政 府方針等	<p>消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>○具体的施策の施策番号 78（担当省庁等：農林水産省）</p> <p>「食品表示の信頼性を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方農政局の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。 ・農林水産消費安全技術センターによる DNA 分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。」 <p>○具体的施策の施策番号 79（担当省庁等：消費者庁、警察庁、農林水産省）</p> <p>「食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。」</p>	

検討結果（事務・権限の区分） <div data-bbox="197 248 363 383" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">D</div>	（区分の理由等） 出先機関改革に係る工程表で見直すとされた権限については、すでに対応済み。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

	出先機関名：地方農政局、北海道農政事務所	No. 2
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談 ・食育の推進に関する事務（地方自治体に対する助成） ・同上（民間に対する広報啓発） 	
事務・権限の概要	<ol style="list-style-type: none"> ① 食品の安全性を確保するための施策に関する情報の提供（説明会）や関係者相互間の情報・意見の交換（意見交換会）等を実施（この結果を踏まえて、食品の安全性向上のための施策を策定） ② 地方農政局及び地方農政事務所に設置された消費者の部屋等（移動消費者の部屋を含む）における展示等を通じ、農林水産行政や食生活に関する情報提供を実施 ③ 消費者相談窓口として、電話対応や訪問者に対する消費者相談を実施し、必要に応じ、意見を施策へ反映 ④ 食品安全に係る緊急事案について店舗への巡回点検 ⑤ 消費・安全対策交付金についての、事業計画書の審査、承認、交付事務、事後評価 ⑥ 都道府県・市町村を含む食育関係者の広域的なネットワークを構築し、連携を促進するため、以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や市町村に対する食育推進のための働きかけ、地域協議会への参加、地域の優良事例の情報収集・提供。 ・栄養バランスのよい日本型食生活の実践、食品の安全性確保対策、食料自給率の向上対策等に関し、ホームページ、講演等を通じて情報提供。 	
予算の状況 （単位：百万円）	消費・安全対策交付金 2,096 百万円の内数（平成 25 年度）	
関係職員数	927 名の内数（平成 25 年度）	
事務量（アウトプット）	<ol style="list-style-type: none"> ① 地方農政局、農政事務所における食品の安全確保のための施策等に関する意見交換会等の開催 563 回（平成 23 年度） ② 食品の安全確保のための施策等に関する民間の講演会等へのパネリスト・講師の派遣 2,096 回（平成 23 年度） ③ 消費者の部屋等における展示 809 件（平成 23 年度） ④ 地方農政局、農政事務所における消費者相談対応（平成 23 年度） 3,728 件 ⑤ 食品安全に係る緊急事案について店舗への巡回点検（中国産冷凍ギョウザによる健康被害事案） のべ 10,426 人、57,030 店舗 ⑥ 消費・安全対策交付金に係る事業計画の審査・承認、交付金の交付及び事後評価 28 件（平成 24 年度）（都道府県） 	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）において、本事務は地方へ移管すべき等の記載。	
その他各方面の意見	—	
平成 21 年工程表における見直しの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の役割を、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は地域が行うことのできない、国の施策に関わるなど全国的視点に立ったものに限定する。 ・国の役割を、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は地域が行うことのできない全国的視点に立った先端的、モデル的なものに限定する。 	
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性を確保するための施策に関する情報の提供や食品安全に係る緊急事案についての店舗への巡回点検、都道府県・市町村を含む食育関係者の広域的なネットワーク構築など、全国的視点に立った事務に限定して国が行っているところであり、これらについては引き続き国が実施 	

<p>の現状を的確に理解 できるような情報</p>	
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号） 第 13 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。 第 14 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。</p> <p>食育基本法（平成 17 年法律第 63 号） 第 9 条 国は、第 2 条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定） ○具体的施策の施策番号 21（担当省庁：農林水産省等） 関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。 ○具体的施策の施策番号 22（担当省庁：厚生労働省、農林水産省） 食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じます。 ○具体的施策の施策番号 29（担当省庁：警察庁、関係省庁等） 流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努めます。 ○具体的施策の施策番号 30（担当省庁：農林水産省） 食品安全や食生活と健康について、消費者への分かりやすい情報提供の取組を推進します。 ○具体的施策の施策番号 31（担当省庁：農林水産省） 食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定や適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進します。 ○具体的施策の施策番号 105（担当：消費者庁、内閣府、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省） 国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。 ○具体的施策の施策番号 109（担当：関係省庁等） 消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p>	<p>(区分の理由等) <u>国と地方の役割分担</u></p>

D

- 1 国が現在行っている本事務は、以下のとおり、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は全国的視点に立ったものに限定されており、既に必要な措置が講じられているとともに、引き続き国が行う必要がある。
- 2 本事務は、食の安全・安心の確保の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。
- 3 食品の安全性を確保するための施策の策定にあたっては、国民の意見を反映し公正性・透明性を確保するための関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を幅広く行う必要がある（食品安全基本法第13条）。食品安全に関する施策は、自治体毎に対応が異なると国民の健康に著しい支障を生ずるおそれがあることから、科学的根拠と国際ルールに則って国が自ら策定しており、関係者相互間の情報及び意見の交換も国が一体的に行う必要がある。
- 4 消費者相談は、農林水産行政全般に対する質問や意見を受け付け、必要に応じ農林水産省の施策に反映していくもの。とりわけ、農林水産省所管の法令等の解釈や、法令に照らした判断を要する問い合わせについては、国の責任において対応する必要がある。
- 5 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、食品による大規模または広域的な被害が発生（大規模または広域的な被害を発生させるおそれがあるものを含む）した場合に、県域を問わず全国規模で、当該食品の流通・販売業者を迅速に巡回点検し、商品回収の対象となっていること等の情報提供を行い、被害の拡大を防止するためのものである。
このように、本事務は、国民の健康保護を目的として全国規模で実施するものであるという性質に鑑み、国の責任において対応する必要がある。
- 6 食育の推進は食料自給率の向上等、国が全国的に進めている他の施策と一体的に推進される場合もあるため、国として実施する必要。また、食育の一環として食品安全に関する施策や情報の周知も行うため、食品安全に関する施策を策定する国が一体的に行うことが適当。更に、食育の「国民運動」としての展開を全国的・継続的に着実に推進していくためには、国においてその事務を実施することが必要である。

本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生じる理由

- 1 国として効果的な意見交換会や消費者相談を行うためには、地域の実情や実態を把握している地方農政局職員が行う必要がある。仮に全国各地で多数開催する意見交換会や懇談会等の対応を本省だけで行うとすれば、各地で開催する意見交換会等に東京から職員を派遣することとなり、迅速かつ丁寧な対応ができなくなる上に多額の旅費が必要になる。
- 2 食品安全に係る緊急事案における店舗への巡回点検は、食品による大規模または広域的な被害が発生した場合には、さらなる被害の拡大を防ぐため、全国的規模で、かつ迅速に、当該食品の流通・販売業者を対象に巡回点検を実施しなければならないが、本省だけでは現場の状況を把握し、指導等の措置をすることができない。
- 3 消費・安全対策交付金の交付にあたっては、食育推進基本計画を始めとする国の方針に沿った指導・助言の他、申請書のチェック、計画の承認、事後評価等の膨大な事務作業等があり、これらを本省のみで実施することは困難である。
- 4 食育を推進していくためには、食育活動の実践者等が相互に情報収集・提供できる場を設けて、県域を超えた関係者間の広域的な連携を促進し、地域の食育活動をコーディネートしていく必要がある。そのためには、管轄する地域の食育活動の実態を把握している地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止し、必要な調整を本省で行うこととした場合、地域の詳細な実情や実態の把握が困難となり、効果的なコーディネートが困難となる。

	5 以上のことから、本事務は、国に残すとともに、引き続き、地方農政局が実施する必要がある。
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局、北海道農政事務所

No. 3

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務																																					
事務・権限の概要	<p>【目的】 農産物検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与</p> <p>【根拠法令】 農産物検査法</p> <p>【出先機関が実施する業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物検査の実施の規格設定・技術指導の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物検査規格の設定 ・ 検査規格の形質を現物で示すためのサンプル（標準品）の作製及び配布 ・ 登録検査機関に対する検査技術の程度統一等の指導業務 ○ 農産物の登録検査機関に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録検査機関の登録・更新 ・ 登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等 ○ 農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査、報告の徴収 																																					
予算の状況 （単位：百万円）	農産物登録検査機関指導等経費及び米穀流通監視事務費のうち登録検査機関指導監督等の経費 40 百万円の内数（平成 25 年度予算計上） （北海道農政事務所 3 百万円、東北農政局 6 百万円、関東農政局 8 百万円、北陸農政局 3 百万円、東海農政局 3 百万円、近畿農政局 5 百万円、中国四国農政局 5 百万円、九州農政局 6 百万円）																																					
関係職員数	118 人の内数（平成 25 年度末定員） （北海道農政事務所 5 人、東北農政局 18 人、関東農政局 25 人、北陸農政局 12 人、東海農政局 11 人、近畿農政局 12 人、中国四国農政局 19 人、九州農政局 16 人）																																					
事務量（アウト プット）	<p>（全国）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関数</td> <td>1,496 (1,330)</td> <td>1,536 (1,372)</td> </tr> <tr> <td>改善命令等数</td> <td>5 (5)</td> <td>6 (6)</td> </tr> <tr> <td>立入調査数</td> <td>3,544</td> <td>2,833</td> </tr> </tbody> </table> <p>（北海道農政事務所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関数</td> <td>5 (4)</td> <td>5 (4)</td> </tr> <tr> <td>改善命令等数</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入調査数</td> <td>56</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>（東北農政局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関数</td> <td>247 (223)</td> <td>253 (229)</td> </tr> <tr> <td>改善命令等数</td> <td>0</td> <td>2 (2)</td> </tr> <tr> <td>立入調査数</td> <td>613</td> <td>556</td> </tr> </tbody> </table>		業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	登録検査機関数	1,496 (1,330)	1,536 (1,372)	改善命令等数	5 (5)	6 (6)	立入調査数	3,544	2,833	業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	登録検査機関数	5 (4)	5 (4)	改善命令等数	0	0	立入調査数	56	16	業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	登録検査機関数	247 (223)	253 (229)	改善命令等数	0	2 (2)	立入調査数	613	556
業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度																																				
登録検査機関数	1,496 (1,330)	1,536 (1,372)																																				
改善命令等数	5 (5)	6 (6)																																				
立入調査数	3,544	2,833																																				
業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度																																				
登録検査機関数	5 (4)	5 (4)																																				
改善命令等数	0	0																																				
立入調査数	56	16																																				
業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度																																				
登録検査機関数	247 (223)	253 (229)																																				
改善命令等数	0	2 (2)																																				
立入調査数	613	556																																				

	(関東農政局)	業務指	平成 23 年度	平成 24 年度	
	登録検査機関数	461 (408)	471 (415)		
	改善命令等数	2 (2)	2 (2)		
	立入調査数	769	831		
	(北陸農政局)	業務指	平成 23 年度	平成 24 年度	
	登録検査機関数	156 (142)	164 (148)		
	改善命令等数	0	1 (1)		
	立入調査数	327	159		
	(東海農政局)	業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	
	登録検査機関数	120 (113)	123 (116)		
	改善命令等数	1 (1)	0		
	立入調査数	250	277		
	(近畿農政局)	業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	
	登録検査機関数	143 (115)	146 (119)		
	改善命令等数	0	0		
	立入調査数	272	334		
	(中国四国農政局)	業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	
	登録検査機関数	170 (145)	171 (156)		
	改善命令等数	2 (2)	0		
	立入調査数	635	293		
	(九州農政局)	業務指標	平成 23 年度	平成 24 年度	
	登録検査機関数	191 (178)	201 (184)		
	改善命令等数	0	1 (1)		
	立入調査数	622	360		
		注：()内は県域の登録検査機関に係る数字。ただし、立入調査数は全体数のみ。			
	地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日） 地方に移管			
その他各方面の意見	なし				
平成 21 年工程表における見直しの内容	—				
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	なし				
その他既往の政府方針等	なし				

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">A - a</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A - a</p>	<p>1 この業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上）の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第 1 条の 2 第 2 項においては、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」に該当する。</p> <p>一方、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関の登録や指導・監督、都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等の業務については、都道府県に移譲をすることが可能と考えられる。</p> <p>2 具体的には、</p> <p>(1) 登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務</p> <p>農産物検査に関する業務のうち、事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務は、一都道府県内において概ね完結するものであり、都道府県への移譲が可能。</p> <p>一方、仮に、事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務を都道府県に移譲することとした場合には、</p> <p>① 主たる事務所を管轄する都道府県は、登録・指導等の業務を行うに当たって、従たる事務所を管轄する複数の都道府県との間で恒常的な調整が必要となり、迅速な対応が困難となる</p> <p>② 主たる事務所と従たる事務所の区域を管轄する都道府県の指導の内容が異なった場合、当該登録検査機関に無用の混乱を来たすことが想定されるため、複数の都道府県域に事務所を有する登録検査機関に対する登録、指導・監督等の業務は、国が実施することが適当。</p> <p>(2) 都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等</p> <p>農産物検査の適正な実施を確保するため、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者等に対して立入調査等を行う必要があり、都道府県域内の関係業者等に対するこれらの業務については、都道府県に移譲することが可能。</p> <p>ただし、全国広範囲に流通する農産物の実態から、都道府県域を越えて販売・在庫を確認し、必要に応じて流通指導や検査証明の抹消等を行うなど、問題となる不正事案に迅速・柔軟に対応する必要があることから、国がこれらの者への権限を行使することを妨げないこととすることが適当。</p> <p>3 移譲する具体的な業務内容</p> <p>(1) 事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に関する登録等の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録検査機関の登録・更新（5 年ごと）、変更の登録 <p>(2) 農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所が一都道府県域内のみにある登録検査機関に対する立入調査・報告徴収、改善命令・登録の取消し等に関する業務 ・ 都道府県域内の関係業者等に対する立入調査・報告徴収
<p>備考</p>	<p>1 移譲後の国の役割</p> <p>全国的に統一が必要となる、または、都道府県だけでは円滑・迅速な対応が困難となる以下の業務については引き続き国が実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物検査規格の設定・改廃（銘柄の設定・改廃を含む） ・ 農産物検査規格の品位規格における検査標準品の作成・配布

- ・ 事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関に係る登録等の業務
- ・ 事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関等に係る立入調査及び報告の徴収
- ・ 事務所が複数の都道府県に存在する広域の登録検査機関等に係る指導、適合命令、改善命令、登録の取消し等に関する業務

2 業務の移管に当たっての留意点

(1) 並行権限

全国広範囲に流通する農産物の実態から、問題となる不正事案に迅速・柔軟に対応する必要があることから、都道府県域内の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等について、国の並行権限を残す。

(2) 国が実施すべき業務を地方農政局で行う理由

登録検査機関における検査行為・現物の確認や関係帳簿の確認等は、現場に赴いて事実関係を迅速に調べる必要があることから、これをすべて本省で行うこととなると非効率であり、地方農政局に必要最低限の職員を配置する必要。

また、検査規格等の基準の設定についても、実際に現地に赴き、産地・品種ごとのサンプルの入手、選別・調整等を行う必要があり、これを本省が行うこととすると非効率。

(3) 人材の整備

都道府県においては、農産物検査業務に係る関係法規や米麦等農産物検査の専門知識を要する者がいないため、人材の育成・確保が必要。

(4) 都道府県におけるその他の業務

次の事務について国に報告する。

- ・ 農産物検査の結果（定期）
- ・ 登録検査機関の登録・更新の状況（随時）
- ・ 立入調査等の結果（随時）
- ・ 登録検査機関等に対する改善命令、登録の取消し等の措置状況（随時）
- ・ 農産物検査に係る申出の措置状況（随時）

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局		No. 4
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ○園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等並びに環境保全や鳥獣被害・災害対策等に関する事務（民間に対する調整） ○同上（地方自治体に対する助成） ○同上（地方自治体による生産・流通対策等に係る調整） 	
事務・権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 需要に対応した生産の拡大、自給率の向上、国際的な飼料や資材価格の上昇等の全国的な課題に対応するため、国の直接採択事業等により新技術の導入・確立、広域的な供給体制の整備等を行う先進的な取組を支援し、取組成果の地域への普及等を行う業務 （産地活性化総合対策事業、生産環境総合対策事業 等） ○ 農畜産物の安定供給を実現するため、需要に応じた各地域の生産量の調整、高騰・下落時の緊急的な需給調整、品目別の経営安定対策による生産者に対する支援のための周知・指導、農畜産物等の円滑な処理・加工・流通体制の確保のための調整等に関する事務 （野菜価格安定・需給安定対策、肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）、養豚経営安定対策、食肉流通改善合理化支援事業 等） ○ 経営所得安定対策により水田を活用して米以外の麦、大豆、新規需要米等の生産拡大を推進し自給率の向上と米の需給調整を進めるため、米の需給調整業務と連携した現場の実状に即した対策の普及推進、市町村、協議会等の地域の推進組織との連絡・指導、地域性を配慮した支援を行うための地域の取組把握、地域の加工業者や畜産農家の大豆や飼料用米等の需要情報の提供等の業務 （経営所得安定対策 等） ○ 環境保全に効果の高い営農活動の取組を増加していくため、環境保全型農業直接支援対策により、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して行う直接支払い等の業務を実施。 （環境保全型農業直接支援対策） ○ その他、災害や鳥獣被害など県域を越えて発生する課題に対応して、広域的な対策の推進、調整、指導等の業務を実施 （鳥獣被害対策業務 等） 	
予算の状況 （単位：百万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・産地活性化総合対策事業 2,271 ・果樹・茶支援対策事業のうち茶の改植及び未収益期間に着目した経営安定緊急対策 3,000の内数 ・生産環境総合対策事業 359 ・環境保全型農業直接支援対策 2,644 ・持続的酪農経営支援事業 6,229 ・エコフィード緊急増産対策事業のうち地域資源活用型エコフィード増産推進事業、地域未活用資源飼料化確立支援事業のうち飼料化実証試験事業 57の内数 ・飼料増産総合対策事業のうち国産粗飼料増産対策 803 ・多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜改良推進事業の一部 556の内数 ・草地生産性向上対策事業のうち高位生産草地等への転換 610の内数 （以上、直接採択事業） 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・強い農業づくり交付金 24,422 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 9,500 ・経営所得安定対策のうち水田活用の直接支払交付金 2,517 ・協同農業普及事業交付金 2,435 <ul style="list-style-type: none"> ・野菜価格安定対策事業（所要額）16,020 ・肉用牛肥育経営安定特別対策（所要額）86,942 ・養豚経営安定対策（所要額）9,966 ・食肉流通改善合理化支援事業（所要額）2,586
関係職員数	407名
事務量（アウトプット）	産地活性化総合対策事業等の各事業ごとに業務量を調査し、それらを合算すると1局あたりの業務量は12,359人日／年。
地方側の意見	<p>全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</p> <p>○園芸農産物、穀類、地域特産作物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等並びに環境保全や鳥獣被害・災害対策等に関する事務（民間に対する調整）：地方移管する事務</p> <p>○同上（地方自治体に対する助成）：廃止・民営化等する事務</p> <p>○同上（地方自治体による生産・流通対策等に係る調整）：廃止・民営化等する事務</p>
その他各方面の意見	個別の指摘事項はなし
平成21年工程表における見直しの内容	<p>地方農政局で行われている業務は、「地域が行うことのできない全国的視点に立つて行うもの（以下①～④）」に限定。</p> <p>① 需要に見合った食料供給力の強化に関するもの</p> <p>② 先進的な経営体や産地の育成に関するもの</p> <p>③ 県域を越えて広域に流通する農畜産物、飼料、生産資材に関するもの</p> <p>④ 国際的な課題への対応に関するもの</p>
平成21年工程表決定又は平成22年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>平成21年工程表では、地方農政局等で行う業務は地域が行うことができない全国的視点に立つて行うものに限定することとされているところ。</p> <p>工程表の策定以降に開始した新規事業等については、国（地方農政局等）が行う事務の範囲を全国視点に立つて行うものに限定しているところ。</p> <p>なお、平成22年見直しにおいても、「国に残すもの」と結論づけられたところである。</p>
その他既往の政府方針等	個別の指摘事項はなし
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">D</div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>全国的視点に立つて行う事務に限定しており、既に必要な措置が取られているものである。</p> <p><u>国と地方の役割分担</u></p> <p>1. 国が現在行っているこれらの業務は、食料の安定供給（食料自給率の向上等）や農業の再生の観点から国の役割として遂行すべきものに該当し、地方自治法第1条の2第2項においては、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施」に該当する。</p> <p>2. 具体的には、「事務・権限の概要」で示しているとおり、需要に見合った生産調整、食料供給力の強化や品目別の経営安定対策に関するもの、新技術の導入・確立の促進等を通じた先進的な経営体や産地の育成に関するもの、県域を越えて広域に流通する農畜産物、飼料及び生産資材に関するものなどであり、いずれも全</p>

国的な規模や視点で行っているものである。

本省と地方自治体のみでは業務の遂行に著しい支障を生ずる理由

1. 業務量について、
1局あたりの業務は、12,359人日/年となっており、1人あたりの年間業務日数を220日とすると、 $12,359 \text{人日} / 220 \text{日} \approx 56.2$ 人が必要な計算になる。
したがって、7農政局分の必要人員は、 $56.2 \times 7 \approx 393$ 人となり、地方農政局を廃止した場合、本省の人員を数倍に増員しなければ執行不能になる。
2. また、農畜産物の需給調整は、県域を超えて生産・流通される農畜産物を消費者に安定供給し、生産者の安定経営を可能にするため必要な業務。各地域の需要や生産の実態を踏まえて生産量を調整するほか、天候等の影響で過剰生産に陥った際にタイムリーに緊急需給調整等を行うためには、生産現場の的確な状況把握が必要不可欠であり、地方農政局の役割が重要。仮に地方農政局を廃止した場合、本省に各地域を担当する人員を配置し、本省から各地域へ頻繁に出張すること等が必要となる。
3. 農畜産物等の円滑な処理・加工・流通体制の確保のための調整についても、通常、県域を越えて行われる農畜産物等の処理・加工・流通が円滑に進むための体制を確保するために必要な業務。こうした県域を越えた各ブロック単位における農畜産物等の処理・加工・流通関係者間との調整を行うためには、地域の実情や実態を的確かつ迅速に把握できる地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止した場合、必要な調整を本省で行う必要があるが、地域の詳細な実情や処理・加工・流通実態の把握が困難となり、求められる調整能力が発揮できないおそれ。
4. 各品目別の経営安定対策の円滑な推進のための周知・指導は、国として経営安定対策を実施していく上で、必要な業務。特に、事業の要件確認事務等の事業推進体制や事業に対する意見・問い合わせ対応、地域指導機関等への指導業務や関係情報の収集等について、本省において一元的に実施することは困難。
このため、地方農政局が各ブロック単位でこれら業務を積極的に実施し、円滑かつ適正な執行体制を整備する必要。
5. 環境保全型農業の推進や鳥獣被害・災害対策に係る業務については、環境保全型農業直接支援対策にあつては、地域の農業の実情等に応じて行う「地域特認」取組の承認や農業者の加入申請審査、交付金の支払い等が、鳥獣被害や災害に係る業務にあつては、県境等行政区域を超えて発生する被害に対して、広域的対策などの効果的な取組を全国的に講じることが、それぞれ必要であることから、地域の実情や実態の的確な状況把握が必要不可欠であり、地方農政局の役割が重要。仮に、地方農政局を廃止した場合、本省に各地域を担当する人員を配置し、本省から各地域へ頻繁に出張すること等が必要となることから、これらに的確に対応でき円滑かつ適正な事務執行が確保されるような体制整備が必要となる。
6. 直接採択事業、農畜産物の需給調整、各品目別の経営安定対策等に関する業務は、都道府県、市町村、農業関係団体等、地域で実際に事業に携わっている者との連絡調整、現地調査等が必要不可欠であり、そうした業務は本省で行うより、地域との面談等が可能で各地域の自然条件や社会条件、農業の実状等を細かく把握している地方農政局で行った方が遙かに機動的かつ効果的な事業実施を可能にする。

備考

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局		No. 5、6
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	<p>食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成）</p> <p>食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）</p>	
事務・権限の概要	<p>容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収、立入検査等</p> <p>※ 一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与。</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>1 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等の以下の業務であって、一の都道府県内で完結する事業者に関するものを都道府県に付与する。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>○容器包装リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収（法第39条） ・立入検査（法第40条） <p>○食品リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収及び立入検査（法第24条） <p>○省エネ法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導及び助言（法第6条及び法第60条） ・報告徴収及び立入検査（法第87条） <p>2 具体的な業務の内容は、以下のとおり。</p> <p>○容器包装リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、特定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立入検査。 <p>○食品リサイクル法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者等に対する報告徴収及び事務所、工場等へ立入検査。 <p>○省エネ法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があると認めるときに実施できる、指導及び助言。 ・規定の施行に必要な限度で行うことができる、特定事業者等に対するエネルギーの使用状況等に関する報告徴収、工場等への立入検査。 <p>なお、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法の制度等に係る民間に対する広報啓発については、特段、事務・権限を付与しなくとも都道府県において実施し得るものである。</p> <p>【事務・権限の付与に当たっての条件等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国においても引き続き事務・権限を実施。 2 国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が 	

	整備されることが必要。 3 関係法の改正は一括法で行われる必要。																																																																						
予算の状況 (単位:百万円)	—																																																																						
関係職員数	335 人の内数																																																																						
事務量 (アウト プット)	<table border="0"> <tr> <td>容り法関係……報告徴収件数</td> <td>: 21 年度</td> <td>0</td> <td>22 年度</td> <td>407</td> <td>23 年度</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 21 年度</td> <td>0</td> <td>22 年度</td> <td>0</td> <td>23 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食り法関係……報告徴収件数</td> <td>: 21 年度</td> <td>0</td> <td>22 年度</td> <td>0</td> <td>23 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>: 21 年度</td> <td>0</td> <td>22 年度</td> <td>0</td> <td>23 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>省エネ法関係……指導件数</td> <td>【工場】21 年度</td> <td>46</td> <td>22 年度</td> <td>12</td> <td>23 年度</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】21 年度</td> <td>14</td> <td>22 年度</td> <td>0</td> <td>23 年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>報告徴収件数</td> <td>【工場】21 年度</td> <td>46</td> <td>22 年度</td> <td>15</td> <td>23 年度</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】21 年度</td> <td>14</td> <td>22 年度</td> <td>5</td> <td>23 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>【工場】21 年度</td> <td>16</td> <td>22 年度</td> <td>0</td> <td>23 年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【荷主】21 年度</td> <td>0</td> <td>22 年度</td> <td>0</td> <td>23 年度</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>※上記業務量については、全国の出先機関における業務量の総計であり、各都道府県における業務量は、この内数となる。</p>	容り法関係……報告徴収件数	: 21 年度	0	22 年度	407	23 年度	39	立入検査件数	: 21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0	食り法関係……報告徴収件数	: 21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0	立入検査件数	: 21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0	省エネ法関係……指導件数	【工場】21 年度	46	22 年度	12	23 年度	12		【荷主】21 年度	14	22 年度	0	23 年度	1	報告徴収件数	【工場】21 年度	46	22 年度	15	23 年度	22		【荷主】21 年度	14	22 年度	5	23 年度	0	立入検査件数	【工場】21 年度	16	22 年度	0	23 年度	0		【荷主】21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0
容り法関係……報告徴収件数	: 21 年度	0	22 年度	407	23 年度	39																																																																	
立入検査件数	: 21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0																																																																	
食り法関係……報告徴収件数	: 21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0																																																																	
立入検査件数	: 21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0																																																																	
省エネ法関係……指導件数	【工場】21 年度	46	22 年度	12	23 年度	12																																																																	
	【荷主】21 年度	14	22 年度	0	23 年度	1																																																																	
報告徴収件数	【工場】21 年度	46	22 年度	15	23 年度	22																																																																	
	【荷主】21 年度	14	22 年度	5	23 年度	0																																																																	
立入検査件数	【工場】21 年度	16	22 年度	0	23 年度	0																																																																	
	【荷主】21 年度	0	22 年度	0	23 年度	0																																																																	
地方側の意見	全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(平成 22 年 7 月 15 日) 地方に移管																																																																						
その他各方面の 意見																																																																							
平成 21 年工程表 における見直し の内容	(民間に対する広報啓発) 国の役割を、全国統一的に推進した方が効率的なもの又は地域が行うことのでき ない全国的視点に立った先端的、モデル的なものに限定する。																																																																						
平成 21 年工程表決定 又は平成 22 年見直し 以後の見直しの取組 状況、関連する制度 改正等(近い将来に 実施することが決ま っているものを含 む。)当該事務・権限 の現状を的確に理解 できるような情報	「自己仕分け」を行ったが、地方側が事務・権限の受入れに向けた協議に応じて いない状況。 容器包装リサイクル法及び食品リサイクル法の広報啓発については、パンフレッ ト(「食品リサイクル法における発生抑制」等)の配布、ホームページ掲載、事業者 等への巡回点検時の説明等、法令に関する国民の理解を深めることを目的とした、 全国統一的に推進した方が効率的なものに限定して実施。																																																																						
その他既往の政府 方針等																																																																							
検討結果(事務・権限の区分)	(区分の理由等) 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収、立入 検査等について、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県 に付与(並行権限)することとし、国との連携体制の確保等を検討。ただし、国に おいても引き続き事務・権限を実施する。 容器包装リサイクル法及び食品リサイクル法の広報啓発については、パンフレッ ト(「食品リサイクル法における発生抑制」等)の配布、ホームページ掲載、事業者 等への巡回点検時の説明等、法令に関する国民の理解を深めることを目的とした、 全国統一的に推進した方が効率的なものに限定して実施。																																																																						
備考																																																																							

A-a
D

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局		No. 7
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改進黨業等の実施（直轄事業の調査、計画等） ・ 土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・ 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・ 土地改進黨業等の実施（直轄事業の実施） 	
事務・権限の概要	<p>我が国の優良農業地域を支える農地・農業用水は、ダムや頭首工等の水源施設から用水路、ほ場、排水施設に至るまでの一連の水利システムを形成。</p> <p>国は、地区全体の用排水計画の作成、営農・施設計画を含めたマスタープランを作成した上で、農業水利権の調整を行うとともに、大規模で高度な技術性を有する基幹的施設は国が、それ以下の末端施設は県営事業等により地方が役割分担して整備。</p> <p>国営事業については、農林水産大臣が我が国の食料供給力の確保を図るため、国内食料生産の中核を担う広域の優良農業地域を対象とした国営土地改進黨業計画を決定し、採択した事業地区に予算を割当。</p> <p>地方農政局（農村計画部、整備部、事業所等）は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①管内の土地・水資源及び国営造成施設の状況把握と事業実施に必要な基礎的調査の実施 ②国営土地改進黨業計画案（営農計画、水利計画、施設計画等）の作成 ③土地改良法に基づく開始手続き ④事業計画に基づく事業の実施 ⑤農業水利権の取得及び更新に係る協議調整 ⑥期中評価や事後評価等の実施 ⑦国営土地改良財産の管理 等の事務を執行。 	
予算の状況 （単位：百万円）	<p>93,819百万円の内数（H24年度当初予算額）</p> <p>（東北農政局 12,700百万円、関東農政局 13,515百万円、北陸農政局 17,185百万円、東海農政局 4,707百万円、近畿農政局 7,441百万円、中国四国農政局 12,171百万円、九州農政局 26,101百万円）</p>	
関係職員数	<p>2,595名の内数（H24年度末 事業所等を含む）</p> <p>（東北農政局 503名、関東農政局 402名、北陸農政局 328名、東海農政局 219名、近畿農政局 276名、中国四国農政局 340名、九州農政局 527名）</p>	
事務量（アウトプット）	<p>（調査及び計画に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎技術及び農村環境保全に関する調査：56地区（H24） ・ 地質・地下水に関する現地指導 190件（H24） ・ 新規地区に関する調査地区数 40地区（H24） <p>（整備の実施に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施地区数：77地区（H24） ・ 総受益面積：約48万ha（H24） ・ 受益者数：約70万人（H24） ・ 法手続地区数：9地区（新規着工：7、計画変更：2）（H24） （平均法手続期間：概ね9カ月） ・ 契約工事件数：679件（うち共同工事件数：29件）（H24） ・ 設計業務等件数：1,251件（H24） <p>（農業水利権の調整に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業の水利権取得・更新（大臣水利権 291件、総取水量 約229億m³）に係る協議調整に関する事務：54件（H24） ・ 水利利用の確保等に係る他省庁から農水大臣への協議に関する事務：233件（H24） ・ 水資源開発基本計画にかかる計画策定・協議調整に関する事務：6件（H24） ・ 渇水時における利水者間の水利調整に関する事務：21件（H24） <p>（事業評価に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中再評価・事後評価地区数：13地区（H24） <p>（財産管理に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理委託協定の締結：32施設（H23） ・ 土地改良財産の他目的使用等の承認件数：663件（H23） 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良財産の改築・追加工事の承認件数：163件(H23)
<p>地方側の意見</p>	<p>【全国知事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方移管する事務（H22.7.15 国の出先機関の原則廃止に向けて） ・ 食料安定供給は国・地方を通じた重要な事務。国は全国的な制度設計や研究開発に基づく技術指針の策定を担い、地方自治体は必要な財源と人員の移譲を受けた上で、大規模で高度な技術性を有する基幹的水利施設の整備更新を担うことにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保と有効利用は可能であり、当該事務は地方に移譲すべき。なお、広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものについては、国の業務として引き続き実施すべきという意見があり、今後さらに検討が必要（H20.10） <p>【個別府県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営造成施設の老朽化対策については、国策で造成した施設であることに鑑み、全ての施設に対し、機能診断から対策工事まで、国が一貫して実施するよう制度を改正し、地域の負担軽減を図ること（H25.1 千葉県） ・ 国営かんがい排水事業について、事業の早期完成・早期効果発現を計るため、必要な額を確実に確保するなど、国が責任をもって整備すること（H24.11 鹿児島県） ・ 国営土地改良事業の着実な実施のための予算を確保するとともに、筑後川下流右岸（二期）地区を早期に着工すること（H24.10 佐賀県） ・ 国営事業で造成した農業水利施設の耐震対策の推進に当たっては、国営事業の受益面積に関する採択要件の撤廃など事業制度の拡充を図ること（H25.1 長野県） ・ 近年、頻発する大地震により土地改良施設の保安全管理への影響が顕在化していることから、国有土地改良施設については、国において早急に耐震診断を実施するとともに、その診断結果に基づき、必要な保全対策を講じること（H24.7 岩手県） ・ 国直轄事業で造成された施設について、国の責任で支援策を講じるとともに、その他の国営造成施設についても、国直轄災として国の責任のもとで復旧すること（H23.7 福島県） <p>【全国市長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災等において出先機関の果たしている役割を踏まえれば、特定広域連合に出先機関の事務等が移譲された場合、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じることが危惧される（H24.11 全国市長会会長声明） ・ 東日本大震災を踏まえ、災害からの早期復旧・復興を図るため「農業・農村の復興マスタープラン」が効果的に実施されるよう必要な予算を確保すること（H23.11 全国市長会経済委員会） <p>【全国町村会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地の基幹産業である農林水産業の復旧・復興が、一日も早く実現するよう「農業・農村の復興マスタープラン」に基づく取組を迅速に実施すること。農業については、農地・農業施設等のハード面の補修はもとより、ソフト面の支援にも万全を期すこと（H24.7 平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見） ・ 農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、平成21年度水準の予算規模に復元すること。東日本大震災で浸水した農地の除塩や損壊した用排水路等の復旧を強力に推進すること（H24.7 平成25年度政府予算編成及び施策に関する意見）
<p>その他各方面の意見</p>	<p>○施設を管理している土地改良区等からは、国による保安全管理、更新について恒常的な要請がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「広域基盤整備計画（矢作川地域）」に基づき、国の責務として基幹的農業水利施設の計画的かつ機動的な整備更新を実施すること（H24.7 矢作川地域広域基盤確立推進協議会） ・ 国営造成施設の維持管理に対する公的関与の拡充強化（H24.7 宮川用水連絡協議会） ・ 国営かんがい排水事業「手取川流域地区」の関連施設である農業用水路の更新等を着実に実施するための予算の確保（H24.7 手取川流域地区かんがい排水事業推進協議会） ・ 農業用ため池や水路など農業水利施設の耐震強化対策にあたっては、国が積極的に関与できるような仕組みづくり（H24.7 青森県土地改良事業団体連合会） ・ 農業水利施設等の計画的な更新やため池等の防災施設等の整備が必要となっており、今後とも農業農村整備事業の着実な推進と農業水利施設等の保全・管理に

	必要な予算を確保すること（H25.1 宮崎県農業農村整備事業推進委員会）
平成 21 年工程表における見直しの内容	土地改良区等の受益者や施設管理者及び関係地方公共団体の合意を得た上で、直轄事業の対象施設の見直しについて検討することとする。
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	平成 21 年工程表における見直し内容を踏まえ、平成 22 年度自己仕分けでは「B：国営土地改良事業については、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議を開始」するとしたところ。なお、国営土地改良施設は、市町村や土地改良区等が主体的に管理していることから、個別協議においては、都道府県から移管の発意があった場合、国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議を行った上で、移譲の可否を判断するとの進め方も示しているところ。平成 23 年 3 月 17 日、自己仕分け結果において「A－b」又は「B」と判断されたもの等に関する相談窓口が内閣府地域主権戦略室に設置されているが、現在までに「土地改良事業」に関する特段の相談・要望は「無い」と認識している。
その他既往の政府方針等	<p>【食料・農業・農村基本計画】（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>○優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立</p> <p>また、食料を安定して生産するためには、農地の量的な確保と併せて、農地や農業用水等の整備・保全管理をより効果的・効率的に行うことが欠かせない。このため、地域のニーズに応じて、農地の排水対策、水利施設の補修や更新など、必要な農業生産基盤の整備等を今後とも推進することとする。</p> <p>○国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理</p> <p>基幹的水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであるが、国や地方公共団体、管理者の財政のひっ迫等により、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に不安が生じている。このため、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に行う新しい戦略的な保全管理を推進する。</p> <p>【土地改良長期計画】（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>我が国農業の体質強化と東日本大震災からの復旧・復興等に対応した新たな政策展開に資するため、今後の土地改良事業は、本計画に基づき、食料生産の体質強化、震災復興及び農村の防災・減災力の強化、農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生といった政策課題の解決に向けた施策を重点的に実施する。</p> <p>【東日本大震災からの復興の基本方針】</p> <p>（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部）</p> <p>国は、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組みを進めていかなければならない。（中略）国は、地方公共団体、民間等とも連携し、（中略）災害廃棄物の処理、ライフライン、交通網、農地・漁港等の基盤等の復旧を急ぐ。</p> <p>※）国による直轄災害復旧事業等を 12 地区で実施</p>
検討結果（事務・権限の区分）	（区分の理由等）
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 20px;">B</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果：B</p>	<p>国営土地改良事業については、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえつつ、引き続き、地方公共団体からの要望があれば、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務について移譲するための個別協議を試行的に行い、その状況を踏まえて移譲の可否について判断する。さらに、広域的な実施体制の進行に応じて、財産権等の追加的な移譲の課題を議論する。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局	No. 8
-------------	-------

事務・権限移譲等検討シート（個票）																																																																																																																																																	
事務・権限名	農地の転用に関する事務																																																																																																																																																
事務・権限の概要	① 4haを超える大規模な農地転用の許可（農地法第4条及び第5条） ② 2ha超4ha未満の農地転用に係る都道府県から国への協議（同法附則第2項）																																																																																																																																																
予算の状況 （単位：百万円）	優良農地確保・有効利用対策事務費 19百万円の内数（平成24年度実績） （東北局3百万円、関東局3百万円、北陸局2百万円、東海局2百万円、近畿局3百万円、中国四国局3百万円、九州局3百万円）																																																																																																																																																
関係職員数	14人の内数 （東北局2人、関東局2人、北陸局2人、東海局2人、近畿局2人、中国四国局2人、九州局2人）																																																																																																																																																
事務量（アウト プット）	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣（地方農政局長）による許可件数（①） 農林水産大臣（地方農政局長）による協議件数（②） （全国）※北海道及び沖縄を除く <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>27</td> <td>31</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>59</td> <td>73</td> <td>61</td> <td>46</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table> （東北局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> （関東局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> （北陸局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>33</td> <td>13</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> （東海局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> （近畿局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> （中国四国局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> （九州局） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務指標</th> <th>20年</th> <th>21年</th> <th>22年</th> <th>23年</th> <th>24年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	35	30	27	31	27	②	59	73	61	46	52	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	7	4	3	5	3	②	7	7	4	12	8	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	10	10	5	7	6	②	11	14	5	3	11	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	3	8	7	6	4	②	15	21	33	13	9	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	4	3	4	4	1	②	8	11	12	5	6	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	2	1	0	3	2	②	3	4	0	2	8	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	0	2	3	1	7	②	1	6	4	5	5	業務指標	20年	21年	22年	23年	24年	①	9	2	5	5	4	②	14	10	3	6	5
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	35	30	27	31	27																																																																																																																																												
②	59	73	61	46	52																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	7	4	3	5	3																																																																																																																																												
②	7	7	4	12	8																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	10	10	5	7	6																																																																																																																																												
②	11	14	5	3	11																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	3	8	7	6	4																																																																																																																																												
②	15	21	33	13	9																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	4	3	4	4	1																																																																																																																																												
②	8	11	12	5	6																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	2	1	0	3	2																																																																																																																																												
②	3	4	0	2	8																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	0	2	3	1	7																																																																																																																																												
②	1	6	4	5	5																																																																																																																																												
業務指標	20年	21年	22年	23年	24年																																																																																																																																												
①	9	2	5	5	4																																																																																																																																												
②	14	10	3	6	5																																																																																																																																												
地方側の意見	<ul style="list-style-type: none"> 「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」（平成23年8月30日、全国知事会）において、「速やかに着手するもの」の第一弾のひとつとして、「農地の転用に関する事務」について移管に向けた協議を開始するよう要請。 																																																																																																																																																
その他各方面の意見	<ul style="list-style-type: none"> 日本自治体労働組合総連合の農林水産大臣に対する要請書（2009年6月18日）において「…農地転用権限の委譲などがかけられた「地方分権改革」には、慎重に対応すること。」とされている。 規制・制度改革委員会農業ワーキンググループ第4回（平成24年7月31日）の農業WGにおける議論の整理において「多くの優良農地がこれまで転用され、「産業」としてやっていける農地がなくなっていくことは問題である。「農地保全のための利用規制の強化」も検討すべきではないか。」とされている。 																																																																																																																																																

<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 171 回通常国会に提出した農地法等の一部を改正する法律案により、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地確保施策の実施状況を踏まえ、第 1 次勧告で示された農地転用許可権限等の移譲など、国と地方の役割分担の見直しを行う。【地方分権改革推進要綱（第 1 次）関連】
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 171 回通常国会において農地法等の一部を改正する法律が成立し、関連法令が平成 21 年 12 月に施行され、優良農地の確保の観点から、農地転用規制を厳格化。例えば、次のような改正を実施。 <ol style="list-style-type: none"> ① 国や都道府県による公共施設（学校、病院等）の転用について、それまで農地転用許可を不要としていたが、施設が優良農地の真ん中に設置され周辺の無秩序な廃を誘発している等の事例が散見されたことから、これを転用規制の対象化 ② 市町村が策定する地域の農業振興に関する計画に位置付けられた施設について、特例的に転用が認められてきたが、農業との関係が不明確な施設が設置される事例が散見されたことから、規制を強化 改正農地法附則第 19 条第 4 項において「政府は、この法律の施行後 5 年（平成 26 年）を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたところ。 「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」（平成 25 年 3 月 12 日閣議決定）において、農地法に関して「都道府県知事が処理する農地転用の許可、農地等の転用を伴う権利移動の許可（4 条 1 項、5 条 1 項）については、当該許可の迅速化を図るため、提出書類の簡素化などに関して、都道府県知事に通知する。」とされたところ。
<p>その他既往の政府方針等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）において、「新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これらの適切な運用を通じ、優良農地の確保を実行あるものとする。」とされ、同計画において、平成 32 年に確保すべき農地面積目標 461 万 ha が掲げられている。
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">C</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果：C - c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地は、国民に対する食料供給のための生産基盤であり、国土保全等の多面的機能を果たしている、有限で貴重な資源。農地が存在する生産地と食料の供給先である消費地は<u>一都道府県内等では完結せず、優良農地を確保していくことは国の責務。</u> 2 規模の大きな農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、<u>周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがある</u>など影響が大きく、<u>国レベルの視点に立った判断を行うことが必要。</u> 3 産業競争力会議において、「攻めの農業」を進める上で、「<u>農地のフル活用</u>」や「<u>食料自給力の向上</u>」（農地の確保）を目指すことで<u>一致がみられている</u>ところ。 4 <u>転用許可実績をみると、都道府県によるものが件数ベースで全体の 99.9%（面積ベースで 94.9%）を占め、ごくわずかだが、強い農業づくりの基盤となる規模の大きな農地の転用許可に限って国が関わる</u>こととしているところ。 5 平成 21 年の農地法等の一部を改正する法律附則第 19 条第 4 項において、<u>同法施行後 5 年（平成 26 年）を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている</u>ところ。 6 よって、本事務については、「<u>当面の移譲対象となる事務・権限</u>」としてではなく、<u>上記の検討の中で対応すべきもの。</u>
<p>備考</p>	

産業競争力会議において一致した農地に関する方針

「攻めの農林水産業」の具体化の方向

(平成25年4月第7回産業競争力会議林農林水産大臣提出資料)

- 担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を加速化し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の多様な担い手による農地のフル活用を目指す。

農業輸出拡大・競争力強化

(平成25年4月第7回産業競争力会議新浪議員提出資料)

<問題意識>

国家戦略として(略)目標を掲げて食料自給率の向上を図るとともに、実際に食料をどれだけ生産できるかという供給力を表す「食料自給力」を高め、農地、担い手、技術を確保することが必要である。

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：地方農政局、北海道農政事務所 No. 9

事務・権限移譲等検討シート（個票）

事務・権限名	農林水産業に関する統計調査の実施				
事務・権限の概要	<p>1 農林水産統計は、<u>統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、農林水産行政を支える「情報インフラ」として、食料安全保障に不可欠な農地等の国内資源量、農林漁家の所得や収支、農産物の生産コスト、流通・消費などを含めたフードシステム全体に関する統計データを把握することを目的とする公的統計であり、その的確な把握のため、農林水産本省及び地方農政局等における統計組織が一体となり、それぞれの役割分担（本省：調査の企画設計／地方組織：実査等）の下で、統計調査業務を実施している。</u></p> <p>2 農林水産統計については、平成 18 年 6 月に閣議決定された総人件費改革に伴い、国の農林統計職員を平成 17 年度の約 4,100 人から平成 22 年度の約 2,200 人へと大幅に削減するプログラムを実行し、その後も更なる定員縮減や地方組織の改編（統計・情報センターの廃止）を行っている。こうした統計リソースの縮減等に対応するため、統計調査業務の抜本的な見直しを行い、調査員調査化や郵送調査化等の徹底したアウトソーシングを推進する一方で、<u>国の職員が直接実査を行う調査は、農業経営統計調査（生産費等）及び作物統計調査（面積、単収等）の 2 調査に限定しているところである。</u>これら 2 調査は、農業者の経営所得安定のための支援制度や米の需給調整など、国の財政支出を伴いつつ全国統一的行う施策を実施するために直接的に必要なデータを把握する調査であり、高度の正確性に加え、中立性及び公平性が求められる調査である。</p> <p>3 地方統計組織の主な業務の内容は、以下のとおり（平成 25 年度予定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調査対象の選定・調査協力の確保 〈調査対象数（全国）〉・職員調査 約 1 万経営体、約 5 万ほ場 ・調査員調査 約 11 万経営体等 ・郵送調査 約 25 万経営体等 ② 調査票の配布・回収（職員、民間調査員、郵送） ③ 生産コスト・収入等の農家等からの聞き取り（農業経営統計調査：約 1 万経営体） 米の作付面積・収量（予測を含む）の実測（作物統計調査：約 5 万ほ場） ④ 調査票の審査・疑義照会（調査の補完を含む） ⑤ 都道府県別等の集計・審査 ⑥ 各種統計調査結果を活用した各都道府県別の加工統計（所得統計等）の作成 ⑦ 民間調査員の管理・指導 等 				
予算の状況 （単位：百万円）	4,395 百万円（平成 25 年度予算計上額。本省経費も含む。）				
関係職員数	1,841 人の内数（平成 25 年度未定員数）				
事務量（アウト プット）	調査結果の公表				
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 （予定）
年次統計	88 本	94 本	98 本	103 本	88 本
年次以外の 統計	164 本	90 本	90 本	88 本	88 本
	注：年次以外の統計は、毎月、四半期及び半期ごとに公表するもの。				
地方側の意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国知事会の「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月 15 日）では、農林水産業に関する統計調査については「<u>廃止・民営化等する事務</u>」と整理されており、都道府県側で引き受ける業務との整理はなされていない。 ○ 地方公共団体からは、平成 19 年度から作成をとりやめた市町村別の農業産出額について、一部で独自に作成することを試みたところもあったが、労力や専門的知識が十分でなかったことや、市町村間の相対的な比較が出来ないことから、国が全国統一の基準で作成するよう要望が出されている。 				

<p>その他各方面の意見</p>	<p>○内閣府統計委員会答申（平成20年12月）（抜粋） 地方分権改革の推進に伴い、国の地方支分部局で実施している実査事務の地方公共団体への移譲を検討する場合には、関係府省は、統計委員会における議論も踏まえ、検討の前提として、統計に求められる中立性・公平性・全国統一性を確保することや、公的統計の質を維持するため必要な予算・人員が、専門的・技術的ノウハウとともに地方公共団体に移管されるための措置が適切に講じられる必要があることに十分留意する。</p> <p>○内閣府統計委員会産業統計部会長報告（平成21年9月）（抜粋） この数年間に、農林水産統計組織は大幅な人員縮小を余儀なくされ、農林水産政策に必要と考えられる統計ですら十分に作成できない状況になっていて、ましてや公共財としての統計の維持は危機的な状況にあります。また、農林水産統計調査は、他の統計調査に比べ、高い専門性が要求される調査でもあり、アウトソーシングも容易ではありません。農林水産統計の品質と精度維持を確保するため、これ以上の調査内容の削減や人員等統計資源の縮小に歯止めがかけられるべきと考えます。</p>
<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>国の財政支出の基礎となる統計データについての中立・公平性や全国統一性の担保及び必要な調査精度を維持していくための専門性を有する人員の都道府県への移管についての条件の整備状況を見極めつつ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえ、都道府県への実査事務の移譲の在り方を検討する。</p>
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>○ 農林統計調査に関する事務については、平成21年の工程表決定以降も、平成18年の総人件費改革の決定等に沿って、統計の精度の確保を図りつつ、国（特に地方組織）の職員による実査業務を必要不可欠なもの（農業経営統計調査と作物統計調査に係るもの）に絞り込みながら、調査業務のアウトソーシングや効率化等を推進してきた（H18以降、職員調査19本→2本、5調査を市場化テスト（民間委託）など）。</p> <p>○ 同時に、この間、新たに生じた農政施策上のニーズ（6次産業化、戸別所得補償制度）に柔軟かつ機動的に対応し、必要な統計データの整備を実施してきたところ。今後は「攻めの農林水産業」の推進に向けた農政施策とそれに必要な統計調査の検討を進めていく予定である。</p> <p>○ なお、平成23年に農林水産省の地方組織が再編され、地方統計職員は、新設された「地域センター」における「農政推進グループ」の一員として、経営安定対策等の業務と一体的に業務実施を行う体制となっている。</p> <p>○ また、平成25年度において、内閣府統計委員会を中心に、次期「公的統計基本計画」の策定（H25年度内に閣議決定の予定）に向け、今後の公的統計のあり方について実施体制等も含め議論が行われる予定。</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>〔公的統計の整備に関する基本的な計画（H21.3閣議決定）（抜粋）〕 地方分権改革の推進に伴い、国の地方支分部局において実施している実査事務の地方公共団体への移譲を検討する場合には、統計委員会における議論も踏まえ、検討の前提として、統計に求められる中立性、公平性及び全国統一性の確保や、公的統計の質を維持するために必要な専門的・技術的ノウハウを有する人員等の地方公共団体への移管についての措置を適切に講じる必要があり、その移譲の在り方の検討に当たっては、これらの措置の整備状況を見極めつつ、対応する必要があることに十分留意する。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 100px;">D</div>	<p>（区分の理由等）</p> <p>1 農林水産統計調査に係る実査業務を地方公共団体に移譲することについては、平成21年3月の「工程表」において、「国の財政支出の基礎となる統計データについての中立・公平性や全国統一性の担保及び必要な調査精度を維持していくための専門性を有する人員の都道府県への移管についての条件の整備状況を見極めつつ、・・・実査事務の移譲の在り方を検討する」とされているが、<u>全国知事会の「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）</u>では、農林水産業に関する統計調査については「<u>廃止・民営化等する事務</u>」と整理しており、そもそも、地方側は当事務の移管を求めている。</p> <p>2 農林水産統計調査に係る実査業務については、統計の精度の確保を図りつつ、国（特に地方組織）の職員による実査業務を必要不可欠なもの（農業経営統計調査と作物</p>

統計調査に係るものに絞り込みながら、調査業務のアウトソーシング(民間委託、調査員調査化、郵送調査化)や効率化等を推進してきたところである(H18以降、職員調査19本→2本、5調査を市場化テスト(民間委託)など)。

こうした実査業務については、

① これらの調査によって把握される生産費や収穫量の統計データは、農業者の経営所得安定のための支援制度やコメの需給調整制度などにおいて、国が財政支出を行う際の直接的な算定根拠となっていることから、国が、責任をもって、全国統一基準の下で、正確性・中立性のある精度の高い統計データを確保することが不可欠であるとともに、

② これらの調査については、高い正確性等が確保されるよう的確な調査を実施するためには、農林水産統計に関する訓練を長年受け、調査項目に関連する農業経営や農業生産等に関する幅広い専門的知識などに精通した高い専門性が必要である(※H21.9統計委員会産業部会長報告においても同旨の指摘)

ことから、国の職員が行うことが必要であり、また、こうした専門的な調査を国の責務である経営安定対策等の執行と一体的に行うことが効率的である。

3 他方で、都道府県の状況について見ると、

(1) 都道府県・市町村の統計要員は、近年、大幅な縮減や兼務化が進行しており、農林統計に必要な高い専門性を有する職員が十分に確保・育成されるような状況にはない。

[参考] 地方公共団体における統計事務従事者職員の現状

・都道府県:1,907人(H24.4現在の現員数)。統計専任職員(定員)1,839人:10年間で2割減
・市町村:7,924人(H24.4現在の現員数)。統計専担は1,215人:対前年2割減【兼務率85%】

(2) また、農林水産統計調査のスペシャリストの確保が困難な地方公共団体に実査業務を委ねた場合には、(たとえ国がマニュアル等を定めても)各地で調査方法や正確性等にばらつきが生じることとなる。このようなことになれば、当該調査結果の統計データに基づいて算出される国の財政支出の妥当性など、国の農政施策への信頼性等が損なわれることになるとともに、国としての説明責任も果たせなくなる。

[参考] 例えば、経営所得安定対策における米の直接支払交付金において、生産費の統計データに1%の誤りが生じれば、当該交付金の支払いに要する財政支出において百億円程度の影響をもたらすことになる。

(3) さらに、国の農政の推進上、その時々々の国の農政の重要課題に対応して、新たな統計調査を機動的に実施することが必要とされるが、その時々で必要とされる統計調査ごとに、統計理論から設定される地域ごとの調査客体数に応じて調査に従事する職員を柔軟に配置変更させるなどの対応をとることは、地方公共団体では実態上きわめて困難であり、国の施策へ機動的に対応できない。

[参考] 平成23年度に新たに導入したそば・なたねの戸別所得補償制度への対応の際は、当該制度に必要なデータを整備するため、地方組織を機動的に活用し、調査の指示からデータのとりまとめまで僅か4ヶ月で対応したところ。

(4) 以上のような地方の意向や現状等を踏まえ検討した結果、農林水産統計の実査業務の地方への移譲については困難である。

4 上記1から3までを踏まえると、当事務については、引き続き国が実施する必要がある。

なお、統計業務の実施の在り方については、今後の「攻めの農林水産業」に関する農政の新たな展開や、次期「公的統計基本計画」の策定に向けた統計委員会での議論なども十分踏まえることが必要である。

備考